

ちょっと気になるデータ解説

雇用調整と併行して進んだ労働時間調整

本年1月の完全失業率は4.9%と前月に比べ0.3ポイント低下し、有効求人倍率も0.46倍と前月を0.03ポイント上回る（ともに季節調整値）など、数値の方向性は今回の経済危機がもたらした最悪の状況（完全失業率は09年7月に5.7%、有効求人倍率は同年7月および8月に0.42倍を記録）から改善している。しかしその水準自体は、未だに楽観できない状況だ。ここでは、08年秋以降の景気悪化をふまえ、最近の雇用調整の状況⁽¹⁾、とくに労働日・労働時間の調整について確認してみたい。⁽²⁾

厚生労働省・労働経済動向調査の平成22年2月結果によると、雇用調整を実施した事業所の割合は、平成21年10～12月期実績で43%と、前期と比べて2ポイント低下した。この割合は、平成20年10～12月期実績では35%だったのが、平成21年に入り、1～3月期実績47%、4～6月期実績49%、7～9月期実績45%と、高い水準で推移してきた。最新の10～12月期実績における雇用調整等の実施方法（複数回答）をみると、「残業規制」が最も多く26%（前期と変わらず）、次いで「配置転換」が13%（前期と変わらず）、「中途採用の削減停止」12%（前期と変わらず）、「一時休業（一時帰休）」10%（前期11%）、「休日の振替・夏季休暇等の休日・休暇の増加」9%（前期8%）などとなっている。また、「その他の調整」として、「賃金等労働費用の削減」10%（前期11%）、「派遣労働者の削減」8%（前期と変わらず）に続いて、「作業時間・日数の短縮」7%（前期と変わらず）があがっている。このように、景気の悪化に対応して、労働日・労働時間を調整する手法が広く用いられている。

時間外労働を含む実際の労働時間も、今回の景気悪化に伴って減少している。厚生労働省・毎月勤労統計調査の平成21年分結果によると、平均月間総実労働時間は144.4時間で前年比2.9%減少した。総実労働時間の内訳は、所定内労働時間が135.2時間（前年比1.9%減）、所定外労働時間が9.2時間（前年比15.2%減）と、所定外労働時間の減少が著しい。とくに製造業では、所定外労働時間は前年比32.2%減の10.5時間となっている。総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は164.7時間で前年比2.6%減少、パートタイム労働者は90.2時間で前年比2.6%の減少となった。

雇用調整助成金等に係る支給決定状況

(速報値)

平成20～22年	事業所数	対象者数(人)
(20年) 9月	75	1,608
10月	103	2,409
11月	76	1,590
12月	83	2,716
(21年) 1月	127	4,150
2月	461	21,583
3月	3,665	212,129
4月	7,739	549,559
5月	18,741	1,142,230
6月	34,558	1,891,406
7月	64,192	2,552,016
8月	79,256	2,554,069
9月	87,544	2,534,933
10月	98,100	2,480,818
11月	86,114	1,953,303
12月	90,159	1,877,646
(22年) 1月	77,610	1,506,631

資料出所：厚生労働省

注 一事業所において休業と教育訓練を実施した場合には、事業所数、対象者数ともにそれぞれ1件としてカウントしている。また、平成21年1月分より中小企業緊急雇用安定助成金（平成20年12月1日創設）の支給状況を含む（同助成金の同年12月は支給実績なし）。

一般的な調整のステップとして、「残業規制」など通常の労働時間調整の次の段階の手法として、短時間就業や一時帰休など、より進んだ労働日・労働時間調整が考えられる。それらの実施に際しては、雇用調整助成金制度が活用されることがある。⁽³⁾そこで同制度の活用状況をみると、厚生労働省が毎月公表している雇用調整助成金等に係る支給決定状況によれば、平成22年1月現在の支給決定事業所数（速報値）は7万7610事業所、対象者数は150万6631人となっている。支給決定事業所数は10～12月にかけて9万台を記録、また対象者数は7～9月にかけて250万人台に達した（表）。

短時間就業や休業の増加は、労働力調査からも確認できる。同調査（詳細集計）平成21年平均（速報）結果によると、「勤め先や事業の都合」による短時間就業者（週間就業時間35時間未満）は平成21年平均で286万人で、前年に比べ80万人の増加となった。また、「勤め先や事業の都合」による休業者⁽⁴⁾は平成21年平均で32万人と、前年に比べ10万人の増加となっており、短時間就業者、休業者とも、増加幅は比較可能な平成15年以降で最大となっている。

(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

- (1) 平成21年における雇用、労働時間等の全般的な動きについては、本誌1月号掲載「平成21年労働経済の年間分析」（厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室）（48～62頁）を参照されたい。
- (2) リーマン・ショック後の景気悪化局面においては、労働日・労働時間調整が果たした役割がドイツでも注目されている。本誌30～33頁、「ドイツの失業対策—「雇用の奇跡」と労働時間—」を参照されたい。
- (3) 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金等の一部が支給される。
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html>
- (4) 休業者とは、仕事をしながら、調査期間（各月月末1週間、ただし12月は20～26日）中に少しも仕事をしなかった者のうち、①雇用者で、給料、賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者②自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者——である。